

鳥羽市地域防災計画

地震・津波対策編、資料編

修正の概要(令和7年3月)

～ 目 次 ～

- 1 「地震・津波対策編」の修正について
 - (1) 修正・見直しの要点
 - (2) 細部の修正箇所
- 2 「資料編」の修正について

1. 「地震・津波対策編」の修正について

(1) 修正・見直しの要点

今回修正する元となった計画

「鳥羽市地域防災計画 地震・津波対策編」(令和5年4月修正)

修正の要因となった主な事項

「南海トラフ臨時情報(巨大地震注意)」の発表

能登半島地震の教訓
→災害時協力井戸制度・備蓄品の検討

三重県地域防災計画 地震・津波対策編
(令和6年3月修正)に準じた修正
・安否不明者・死者等の氏名公表に関する事項

修正後の「地震・津波対策編」の構成

第1部 総則

- 第1章 計画の目的・方針
- 第2章 計画関係者の責務等
- 第3章 本市の特性及び既往の地震・津波災害
- 第4章 被害想定等

第2部 災害予防・減災対策

- 第1章 自助・共助を育む対策の推進
- 第2章 安全に避難するための対策
- 第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進
- 第4章 緊急輸送の確保
- 第5章 防災体制の整備・強化
- 第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

第3部 発災後対策

- 第1章 災害対策本部機能の確保
- 第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧
- 第3章 救助・救急及び医療・救護活動
- 第4章 避難及び被災者支援等の活動
- 第5章 救援物資等の供給
- 第6章 特定災害対策
- 第7章 復旧に向けた対策

第4部 復旧・復興対策

- 第1章 復旧・復興対策

特別対策 東海地震に関する緊急対策

- 第1章 対策の目的等
- 第2章 緊急対策

(2) 細部の修正箇所

ア 南海トラフ地震臨時情報に対する対応

(ア) 市営定期船

臨時情報の種類	修正前	修正後
調査中	・運航中止	【津波注意報・警報等が発表されていない場合】 港湾等の安全を確認した上で、津波等の関連情報及び後発地震の発生に留意し、運航を継続する。 【運航の再開】 「鳥羽地区地震・津波対策基準」に基づき港湾内の安全を確認した上で運航を再開する。
巨大地震警戒	・運航中止	
巨大地震注意	・運航中止 ・津波注意報解除後、鳥羽海上保安部の許可で運航	
調査終了	(記載なし)	—

(イ) かもめバス

臨時情報の種類	修正前	修正後
調査中	(記載なし)	運行可否について、運行事業者と協議により決定する。
巨大地震警戒	一時休止(全線)	
巨大地震注意	(記載なし)	
調査終了	(記載なし)	—

(ウ) 市民への情報伝達

臨時情報の種類	修正前	修正後
調査中	防災行政無線、SNSにより周知する。	ホームページ、とばメールを追加
調査終了	防災行政無線等により呼びかける。	ホームページ・とばメール・SNS等を追加

※ 巨大地震警戒・巨大地震注意は変更なし

イ「災害時協力井戸登録制度」の開始

●地震などの大規模災害が発生した場合、水道設備などが被災し、長期間断水する可能性があり、**家庭で使う生活用水（飲用以外のトイレや洗濯などに使う水）**は使用量も多く不足することが予想されることから、地域にある井戸を事前登録しておくことで、

災害時の生活用水を確保する『災害時協力井戸登録制度』を令和6年8月1日から開始

登録にあたっては、井戸水の水質検査を無料で実施（初めての申請時1回に限る。）登録要件を満たした井戸を災害時協力井戸として登録し、所有者に標章を交付

広報とば（令和6年8月1日号）

災害時協力井戸の登録 にご協力ください

地震などの大規模災害が発生した場合、水道設備などが被災し、長期間断水する可能性があります。飲料水は臨時給水所での応急給水やペットボトルの水の備蓄などによって確保することになりますが、家庭で使う生活用水（飲用以外のトイレや洗濯などに使う水）は使用量も多いため不足することが予想されています。市では地域にある井戸を事前に登録しておくことで、災害時の生活用水を確保する『災害時協力井戸登録制度』の取り組みを進めています。

災害時協力井戸に登録できる要件は、次のとおりです

- ① 市内に所在する井戸であること
- ② 現在、井戸として使用しており、今後も引き続き井戸として使用するもの
- ③ 井戸の管理者がいること
- ④ 井戸水をくみ上げるためのポンプやつるべなどが設置されていること
- ⑤ 井戸水の色・臭いにごりなどが生活用水としての使用に不適当でなく、水質検査項目の基準を満たしていること
- ⑥ 災害時に無償で地域住民に井戸の使用および井戸水の提供ができること
- ⑦ 井戸の所在地（地図など）、所有者名など必要な事項の情報提供ができること

登録にあたって、井戸水の水質検査を無料で実施します（初めての申請時1回に限る）。※事業用井戸で、法令などにより定期的に水質検査を実施している場合は検査対象外となります。くわしい制度の内容や登録方法については、総務課防災危機管理室まで問い合わせてください。



災害時協力井戸標章
（ステッカー）

「災害時協力井戸」に登録できる要件

- ①市内に所在する井戸であること
- ②現在、井戸として使用しており、今後も引き続き井戸として使用するもの
- ③井戸の管理者がいること
- ④井戸水をくみ上げるためのポンプやつるべなどが設置されていること
- ⑤井戸水の色・臭い・にごりなどが生活用水としての使用に不適當でなく、水質検査項目の基準を満たしていること
- ⑥災害時に無償で地域住民に井戸の使用及び井戸水の提供ができること
- ⑦井戸の所在地(地図など)、所有者名など必要な事項の情報提供ができること



ウ 安否不明者・死者等の氏名公表に関する事項

「災害時における安否不明者・行方不明者、死者の氏名等公表方針（令和5年8月：三重県防災対策部）」に基づく変更・追加

令和5年8月22日
三重県防災対策部

災害時における安否不明者・行方不明者、死者の氏名等公表方針

災害時における安否不明者・行方不明者、死者の氏名等の公表に係る取扱いについては、救助活動の効率化・円滑化や被災者の権利利益保護の観点から、次のとおり取り扱うこととする。

- 1 安否不明者及び行方不明者
県は、救助活動の効率化・円滑化のための必要性が認められる場合、安否不明者及び行方不明者に関する情報を原則として公表する。
ただし、市町において住民基本台帳の閲覧等制限が措置されている等、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合は非公表とする。
- 2 死者
県は、遺族の意向を尊重して、死者に関する情報を公表する。
ただし、市町において住民基本台帳の閲覧等制限が措置されている等、第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合は非公表とする。
- 3 公表する情報
氏名、住所（市町村名及び大字名）、性別、年齢（発災時）
なお、氏名を非公表とする場合でも、住所（市町村名）、性別、年代を個人が特定されない範囲で公表する。
- 4 運用開始日
令和5年8月23日

安否不明者：災害が発生した地域において当人と連絡が取れず安否が不明である者
行方不明者：当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者
死者：当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者

・市が実施する対策
要救助者の迅速な把握のために、氏名公表の必要性が認められる場合は、収集した安否不明者及び行方不明者の情報を速やかに県に提供し、その安否情報の収集を行う。



・県が実施する対策
必要性が認められる場合は、市町から収集した安否不明者及び行方不明者の氏名等を公表し、その安否情報の収集を行う。

2 「資料編」の修正について

資料編の主な修正箇所

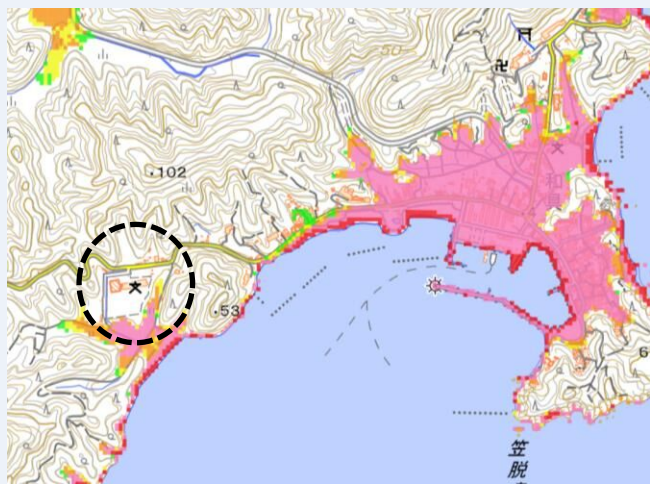
13 公用車一覧表(P78) ・ 14 市有船舶等一覧(P83)

「はばたき」の就航(R6.8.1～)等、最新の状況に修正



15 市内ヘリコプター離着陸場一覧表(P84)

「答志中学校グラウンド」「今浦城跡」を追加



凡 例

0.01以上0.3未満
0.3以上1未満
1以上2未満
2以上5未満
5以上10未満
10以上20未満
20以上30未満

2 「資料編」の修正について

資料編の主な修正箇所

18 指定避難所等一覧表

指定避難所に「鳥羽高校 武道場」を追加

21 防災拠点一覧表

給水拠点に「旧長岡中学校」「つばき公園」を追加

22 災害時協力井戸一覧表：追加

23 協定書及び覚書一覧表(P109)

新規追加5件

協定-82 緊急時解放備蓄型自販機に関する覚書
協定-83(1)(2)災害時等における宿泊施設等の提供に係る協定
協定-84 鳥羽市の地域と学校の連携による安全の推進に関する協定
協定-85 防災・防犯自動販売機に関する協定